



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

- 告示
 - 648 随意契約の相手方の決定 (広報室)
 - 649 貸金業の業務の停止 (商工労働総務課)
- 公安委員会告示
 - 23 指定講習機関の所在地の変更
- 公告
 - 都市計画の案の縦覧の公告 (都市政策課)

告 示

和歌山県告示第648号

行財政情報サービスの提供について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成18年5月2日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
行財政情報サービスの提供
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県広報室
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成18年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社時事通信社
東京都中央区銀座五丁目15番8号
- 5 随意契約に係る契約金額
33,594,876円(うち消費税及び地方消費税の額1,599,756円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第10条第1項第1号に該当し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第649号

次の貸金業者に対して貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第36条第1項の規定により、平成18年4

月27日から平成18年6月25日までの間の60日間、貸金業の業務(弁済の受領及び債権の保全行為に関する業務を除く。)を停止する(ただし、停止期間中に貸金業務取扱主任者研修修了証書の提出があれば、停止期間を当該提出日までに短縮する。)ことを、平成18年4月21日に命じたので、同法第41条の規定により公告する。

平成18年5月2日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 商号又は名称 イチマス商事
- 2 氏名 武田美喜枝
- 3 主たる営業所又は事務所の所在地 田辺市湊1187番地
- 4 登録番号 和歌山県知事(1)第01362号
- 5 登録年月日 平成15年6月25日

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第23号

指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号)第4条第1項の規定により、指定講習機関の所在地の変更について、次のとおり届出があった。

平成18年5月2日

和歌山県公安委員会委員長 大岡淳人

| 名称 | 特定講習の業務を行う事務所の名称 | 特定講習の業務を行う事務所の所在地 | | 変更年月日 |
|---------|------------------|---------------------|--------------------|----------|
| | | 新 | 旧 | |
| 有田自動車学校 | 有田自動車学校 | 和歌山県有田郡有田川町明王寺112番地 | 和歌山県有田郡吉備町明王寺112番地 | 平成18.1.1 |
| 岩出自動車学院 | 岩出自動車学院 | 和歌山県岩出市中島1003番地 | 和歌山県那賀郡岩出町中島1003番地 | 平成18.4.1 |

公 告

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成18年5月2日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 都市計画の種類及び名称

田辺都市計画道路 (3・5・6号内環状線)

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

和歌山県田辺市文里二丁目、神子浜一丁目、神子浜二丁目

3 都市計画の案の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
田辺市建設部都市計画課

4 縦覧期間

平成18年5月8日から平成18年5月22日まで